

扇浦園地移動販売車設置運用規定

1 目的

扇浦園地の更なる魅力および賑わいある空間を創出し、園地利用者の利便性の向上を図ることを目的とする。

2 事業概要

(1) 求める移動販売車のコンセプト

- ア 子どもから高齢者まで様々な園地利用者にとって魅力的なサービスの提供及び運営
- イ 近隣商店等との共存を可能とするサービス
- ウ 園地環境や周辺への景観に調和するもの

(2) 実施場所

小笠原村父島字扇浦 扇浦園地 ※出店位置は別紙のとおり

(3) 販売可能品目

- ア 食品衛生法の規定に基づく営業許可範囲内の飲食物
- イ 販売する食材は、安全が認められている食材を使用すること
- ウ 公序良俗に反するもの、またはその恐れのあるもの及び、村が不相当と判断したものは販売できない。

(4) 営業可能期間及び営業可能時間

- ア 令和5年8月1日～9月30日
- イ 午前9時から午後6時まで

※上記の営業可能時間以外であっても、祭事・イベント等の特別な事由の際などには、村が許可した場合に限り出店することができる。

(5) 出店可能台数及び出店料金

- ア 出店可能台数 2 台
- イ 出店料金（1台あたりの1日の料金） 100円/日
- ウ 出店料金については、小笠原村行政財産使用料条例に基づき算出した額とする。

(6) 申込期間

- ア 令和5年7月3日（月）から令和5年7月18日（火）
- イ 複数事業者の申し込みがあった場合は、営業日を均等に分ける等、村の指示に従う。

(7) 出店申し込み

出店する場合は次に指定する書類を提出し許可を受けること。

- ア 扇浦園地施設設置許可申請書（様式第1号）
- イ 出店計画表
- ウ 営業許可書の写し（保健所から受けたもの）
- エ 食品衛生責任者証 又は それに代わる資格証の写し
- オ 車検証の写し
- カ 写真（車両の外観、販売品など出店内容が分かるもの）

(8) 審査・許可

申請書類を基に審査を行い、出店を許可する場合は許可証を交付する。許可証は出店時に見えるところに掲示すること。

(9) 出店料の支払い

- ア 利用料の算出にあたっては、出店者から報告される「利用実績報告書」(様式第2号)により清算する。
- イ 出店者は「利用実績報告書」により、期間内の利用実績を翌月15日までに小笠原村産業観光課へ報告すること。(15日が土日祝日の場合はその前日までに報告すること)
- ウ 出店料については、出店期間が終了した翌月に事業者へ請求する。

3 出店者の資格要件

出店できる者は、次に掲げる事項を全て満たす個人または法人とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者。
- (2) 小笠原村暴力団排除条例(平成25年村条例第3号)第2条に規定する暴力団、暴力団員またはそれらに密接な関係を有しない者。
- (3) 国税及び地方税を滞納していない者。
- (4) 食品衛生責任者またはそれに代わる資格を有する者、および、自動車による食品営業に係る営業許可(調理営業・販売業)等、営業を許可する公的機関の発行する営業許可証を有する者。
- (5) その他、出店に必要な許可や資格を有する者。
- (6) 移動販売車は出店者が所有権を持っているものに限り、レンタル車での出店はできない。ただし、リース車で出店する場合は、車検証の使用者と営業許可証の名義が同一である場合に限り可能である(使用者及び名義が、法人と法人に雇用されている個人の場合には同一とみなす)。

4 出店条件等

- (1) 指定された場所以外に出店車両を設置しないこと。
- (2) 販売品及び出店に関わる一切の責任を負うこと。
- (3) 出店者の責務で出店スペースにゴミ箱を設置するとともに、購入者に対してゴミ箱への廃棄をお願いすること。また、廃棄物は適正に処理すること。
- (4) 営業に必要な電気、水等は出店者が自ら用意すること。また、発電機等を使用する場合は、園地利用者の支障のない場所に設置すること。
- (5) 火気を使用する場合は、安全対策を万全にし、事故防止に努めること。
- (6) 販売終了後は原状を回復するとともに、周辺に販売物のゴミがないか確認し、清掃を実施のうえ撤収すること。
- (7) 園地利用者及び近隣住民等の迷惑とならないよう、騒音、衛生管理等に十分配慮すること。
- (8) 出店による事故や苦情等のトラブルは、出店者の責任において対処すること。また、トラブル等発生した場合は、速やかにその内容を村に報告すること。
- (9) 政治的活動や宗教活動を目的とした設置は認めない。

5 損害賠償等

- (1) 出店者は、出店場所の使用に当たり、小笠原村または第三者が保有する建物及び設備等に損害を与えたときは、すべて自己の責任及び負担において、現状復旧もしくはその損害を賠償すること。
- (2) 移動販売の実施に当たり、出店者又は出店者の従業員に損害を生じても、村はその責めを負わないものとする。
- (3) やむを得ない事情等により営業が不可能になった場合の営業損失等、いかなる場合であっても、村はその損失を補償しない。

6 その他

- (1) 申請に虚偽があった場合や許可条件を守らない場合は、村は、出店許可を停止または取り消すことができる。この場合において、出店者に損害が生じたときも、村はその損失を補償しない。
- (2) 本運用規定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、法令（小笠原村の条例、規則等含む）の定めるところによるものの他、村と出店者の協議のうえ処理する。

7 問い合わせ先

小笠原村 産業観光課

電話：04999-2-3114

Mail：sankan@vill.ogasawara.tokyo.jp

本運用規定は、令和5年7月1日から適用する。